

6月県議会 一般質問

6月24日実施

中央道・長野道 「岡谷JCT」の リニューアル工事 と交通事故多発



長野道下り線合流箇所

昨年5月から岡谷JCTは、「岡谷高架橋」のリニューアル工事が実施されています。工事の完成は2029年で、6年もかかる工事。
工事内容：開通して40年経過したためのコンクリート床版の打換工事。橋脚の耐震化も行う（橋長57.8m、橋脚の高さ55m）。
工事の施工に係る交通規制に伴い、事故が多発しています。昨年の工事開始から1月間について比較すると、昨年比で人身事故は2件の増の3件、物損事故は9件増の20件です。死亡者も出ています。

Q 交通事故を減らすために工事期間を短くすることが求められるが、工事期間の短縮についてネクスコに要請すべきではないか？

A 建設部長 ネクスコからは、作業の効率化や工程の精査を行い、工事期間の短縮を行っていくと聞いている。引き続き工事期間の短縮を図られるよう求める。

Q 交通事故防止のためにネクスコがこれまで講じてきた対策は？

A 警察本部長 情報板の設置、サインカーの配置、一般道と高速道路の所要時間をLED情報板に表示、各車線へのカラー表示を実施した。令和7年には渋滞発生と渋滞位置を知らせる文字情報板の設置、振動により注意喚起する薄層舗装の実施、音声により注意喚起する指向性スピーカーカーの設置を行っている。

Q 有効な交通事故防止対策を講じるため、運転者の意

見を反映すべきと考えるが？

A 警察本部長 県警察に對して、JCT付近の工事に関する様々な意見をいただいている。意見を参考にしながら、各種交通事故防止対策に取り組む。

Q ネクスコは、様々な対策を講じても事故件数が減少しない事態を重大に受け止めて、道路の勾配やカーブの状況などを含めて、事故原因等を多面的に分析し、分析を踏まえて事故防止に繋がる対応を取るべきではないか？

A 警察本部長 県警察としても、交通事故の発生状況を分析した上で、各種対策を講じることが肝要と認識しており、今後も交通事故の特徴等を的確に分析し、ネクスコと連携を図りながら、より一層の交通事故防止対策に取り組む。

Q 事故が多発していることや重大事故が発生している状況は、まさに「異常事態」である。県民の命を守る立場

にある知事として、これまでの事故防止対策は十分と考えているのか？ ネクスコに對して更なる有効な事故防止対策を、早急に講じるよう申し入れるべきではないか？

A 阿部知事 工事に伴う交通事故の発生は、県として「重大な課題」と受け止めている。ネクスコに對して、私からも直接事故に對する懸念を伝え、対策の徹底を求めている。またまだ対策として、有効な手段を工夫・改善していかねければならない。岡谷JCTは長野県にとって高速道路ネットワークの中で極めて「核」になる地点でもある。交通事故の多発は、県民や長野県を訪れる皆様の生命・財産に関わることであるため、県として問題意識をしっかりと持ち、今後とも対応していく。

【考察】（酒井）この工事により多くの皆さんが不便を強いられ、通行時に恐怖を感じています。通行者の声はネクスコや県・警察本部には中々届きません。そこで私は様々な声を届けるために今回質問しました。質問により、少しでも状況が改善し、事故が減ることを願います。



警察本部長

委員会審議

教育委員会

女性から選ばれる地域づくり

●私は過去4回にわたりこのテーマに関して、歴代の4人の教育長に一般質問を行ってきた。

●質問の中で、性別役割分担意識の解消や女性差別意識の解消等のために、「全国」と言われる長野県の公民館を活用することを提案した。
●4人の教育長の答弁は、公民館活動を通じて活動を進めるとしている。

Q これまで何の進展もない。県教委では4人の教育長の議会答弁を受けて、一体何をしてきたのか？

A （課長）主に県生涯学習センターが行う公民館指導者等の養成講座などにより、女性から選ばれる地域づくりにつながる活動を進めてきた。

Q そうした対応では、地域の学びの機運醸成にはつながらない。県がリーダーシップを発揮し、市町村が公民館活動を通じて学びを進めるよう、全県的な取組を要請すべきではないか？

A （課長）長野県公民館運営協議会、ブロック公民館運営協議会（県内4地区）、郡・市公民館運営協議会（21協議会）や、長野県公民館大会等の場で県教委から活動を要請するなどして、公民館長や公民館主事に直接訴えていきたい。

【感想】（酒井）今回の私の質問を受けて、ようやく活動を進めることが期待できます。

教職員の懲戒処分

●6月の定例教育委員会において、教職員の懲戒処分を決定した。

●うち1名の小学校の教諭は、体罰により「減給10分の1月」の処分。「複数の児童に對して体罰を数回行い、また『死ぬ』などの人格を否定する言辞を複数回発した」ことが処分理由。

●県教委の「懲戒処分の指針」では、体罰のうち「態様が特に悪質な体罰を行った職員」については、「停職、減給又は戒告」とすることとしている。

Q 「死ぬ」との発言は、特に悪質であり、私は「停職」とすべきと考えるが？

A （課長）過去の同様の例に照らして、「減給」が妥当と判断した。「停職」処分は、体罰により体に傷が残った場合に該当する。

【感想】（酒井）体罰と人格否定の言葉により、心に深い傷が残る場合もあり、身体傷と同等に判断すべきであり、「停職」とすべきと考えます。



環境部

「金属スクラップヤード規制条例」の制定について

Q 昨年12月に開催した県議員と「長野県資源循環保全協会」の懇談会の席上、この条例の制定に關して要望が出されたが、県として条例を制定すべきでは？

A （課長）実効性のある規制を実現するには、国による法改正が不可欠であり、今後の国の動向に注視する。

酒井茂
公式HP

